

前橋市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料条例の改正について（議案第29号）

建築指導課

1 改正の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正等に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

- (1) 題名等において引用する法律の名称を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
- (2) 手数料の区分を定める規定において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令）に定める評価方法を追加する。
（手数料の額の改正はなし）

3 施行期日

2の(1) 令和6年4月1日

2の(2) 公布の日